

令和2年5月27日

裁判所を利用される皆様へ

高知地方裁判所

高知家庭裁判所

【新型コロナウイルス感染症対策について】

政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の解除を受け、縮小していた業務を順次実施しています。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、引き続き、次のとおりの対策をとっていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

- ・民事手続案内及び家事手続案内については、可能な限り電話でお問い合わせください。なお、各種手続の概要、申立て等の書式例、必要な手数料（収入印紙）、予納すべき郵便切手の種類や数、添付書類等については、裁判所のホームページ「<http://www.courts.go.jp/>」でもご確認いただけます。

- ・法廷の傍聴席（一部の法廷では傍聴席の制限をしています。）や待合室では間隔を空けて着席をお願いしています。

- ・換気のため、事件関係室や法廷等の窓・扉を開放することがあります。

来庁する際は、マスクの着用をお願いします。また、発熱等の症状がある場合には来庁をお控えください。期日に出席するために来庁が必要な場合で、発熱等の症状があるときは、必ず事前に電話で担当係にご連絡ください。このほか、期日に来庁されることについて、不安な点などがありましたら、遠慮なくご相談ください。